

農業者肥料購入支援金交付事業（案）

物価高騰に係る市内の農業者の負担軽減を図るため、農業経営を行う上で使用する肥料を購入した農業者に対する支援を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部財源とし、農業者肥料購入支援金を交付する。

1. 対象者

本支援金の対象者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 農家台帳に登載されている農業者（世帯）で、和光市に住民登録があること。
※令和6年度8・1調査時の農家台帳登載農業者は、202名（世帯）。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、肥料を合計5万円以上購入していること。
- (3) 申請者が継続して農業を営んでいること。

2. 補助額

1農業者につき5万円とする。（交付は1農業者につき1回限りとする。）

令和6年度中、既に和光市都市農業支援事業補助金の「有機質肥料・堆肥購入事業」に係る肥料購入に応じた補助を受けている者は、以下のいずれかを選択できる。

- (1) 補助申請した肥料購入とは別に、5万円以上の肥料購入に基づく申請を行う（支援金は5万円）。
- (2) 補助の申請の対象となった肥料購入を含めて5万円以上の肥料購入を行い、支援金の申請を行う（支援金は、5万円から補助額を減じた額）。

3. 実施方法

(1) 制度案内・周知

予算成立後、速やかに、交付対象者に対し、個別に郵送で制度案内を行う。

和光市ホームページ、3月農家だよりを活用し、制度周知を行う。

その他、期間中に申請状況に応じて、追加の周知を検討する。

(2) 申請方法

申請は、窓口、郵送で申請書及び以下の添付書類を提出によって行う。

- ・肥料を購入したことが分かる書類（領収書等）の写し
- ・振込先の口座の情報が分かる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

案内には返信用封筒（料金受取人払）を同封し、郵送での提出を促すことで、円滑な申請及び窓口の混雑緩和を図る。

(3) 交付時期

申請受付後、直ちに内容を審査し、交付決定及び支援金の交付を行う。

4. スケジュール（予定）

2月21日 補正予算成立後、農業者に対し通知を送付。
支援金交付要綱は同日から施行し、当日から受付は可能とする。
3月31日 申請受付終了

5. 予算措置

歳入：7,592,000円

（※うち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金：4,178,000円を充当）

歳出：7,592,000円

（※うち支援金の額：7,500,000円、その他事務費：92,000円）

6. その他

国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部財源とし、事業を実施する。

当該交付金については、令和6年当初予算において、次世代を担う子ども・若者世代応援クーポン給付事業及び学校給食費の負担軽減に関する事業へ充当していたが、どちらの事業についても不用額が発生することが判明したため、交付金における充当額に余剰が生じる見込みとなった。

その余剰となった交付金について、国に返還するのではなく、本来の目的である市民や事業者への還元措置として、物価高騰による肥料代の負担増加が見込まれる市内の農業従事者に対し、支援金を交付するものである。